

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成23年4月28日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

細野簡易水道実施設計（その2）業務委託

(2) 履行場所

京都市右京区京北細野町地内

(3) 委託業務概要

設計業務 一式

(4) 履行期間

契約の日から平成24年1月31日まで

2 参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(4)にあつては、公告の日
から開札の日までの間）において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）
第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿の「測量設計等」の種目又は規則第
22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿の「測量設計等」の種目に登載され
ている者であつて、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 京都市内に本店を有すること。

(2) 建設コンサルタント登録規程（建設省告示第717号）に基づく「上水道及び工業
用水道」部門の登録を受けていること。

(3) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目におけ
る「上水道及び工業用水道」の技術士資格者又は「上水道及び工業用水道」のシビル
コンサルティングマネージャの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として
配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日にお
いて引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更につ
いては、相当の理由があるものとして当市の承認を受けた場合を除き、認められな

い。

(4) 公告の日から開札の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定に基づく親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成23年5月12日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(2)及び2(3)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成23年5月12日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び設計図書等の貸与について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成23年5月16日（月）に上記3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとし、設計図書等については、貸与しますので、速やかに上記3(1)において交付を受けることとする。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により競争入札の参加資格

がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成23年5月18日（水）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出すること。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成23年5月20日（金）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 参加資格確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 入札日時までに、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成23年5月30日（月）午前10時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

8 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号，第3号，第5号，第6号及び第7号を除きます。）の規定に定めるもののほか，虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

9 その他

- (1) この調達は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 前払金 有
- (7) 公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが，次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が，非落札者に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者が，契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）